

山梨県公報

第千四百六十号

平成十六年

三月十五日

月 曜 日

目 次

告 示

結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	一九一
結核予防法に基づく医療機関の指定	一九一
道路の供用開始(二件)	一九一
急傾斜地崩壊危険区域の指定(四件)	一九二
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	一九三
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	一九四
争議行為予告通知の受理	一九四
農業振興地域の指定	一九五
車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定	一九五
車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法	一九六
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一九七

告 示

山梨県告示第百十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十六年三月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
ひろせ薬局	甲府市富士見一丁目三番三十二号

山梨県告示第百十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年三月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
ひろせ薬局	甲府市富士見一丁目三番三十二号

山梨県告示第百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府玉穂中道線	中巨摩郡玉穂町大字極楽寺字北河原二八四番の一地先から中巨摩郡玉穂町大字成島字中田二二七一番の三地先まで	六四三・〇	平成十六年三月二十二日

山梨県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

アコンサルタントに関する事業を行い、個人の職業選択やキャリア形成の支援を通して、豊かで実りある人生を設計することに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年三月二日から同年五月一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年三月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 みんなあつまれ
 - 2 代表者の氏名 芦沢弘美
 - 3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡双葉町龍地三千七百六十六番地六
 - 4 定款に記載された目的

当法人は、介護や看護を必要とする高齢者・障害者・障害児・疾病を有する者、保育を必要とする乳幼児・児童に対して、在宅支援サービスに関する事業を行い、地域住民の福祉の増進、ひいては社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年三月二日から同年五月一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年三月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 全国人権擁護推進協議会
- 2 代表者の氏名 松村公二
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市中小河原一丁目十一番十二号
- 4 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、社会福祉に関する事業を行い、不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年三月三日から同年五月二日まで

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十六年三月二日付けで通知があった。

平成十六年三月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 事件
 - 1 次の要求事項解決のため
 - 1 賃金引上げ・改善の早期確定。査定減額反対。企業内最賃の引き上げと協定締結
 - 2 労基法違反一掃、不払い時間外労働賃金改善。職場要求にもとづく大幅増員の実現
 - 3 病棟ごとの必要人員を明記した「三人以上・月六日以内」夜勤協定締結
 - 4 増員・時短・連休を原則とする完全週休二日制の即時実施。母性保護諸権利の拡充
 - 5 人減らし「合理化」業務委託反対、医療業務の直営原則厳守
 - 二 日時

平成十六年三月十八日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。
 - 三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
 東八代郡石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
 東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所
 東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

中巨摩郡竜王町富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十九号 甲府駅前共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 まずほ共立診療所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立在宅介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ

甲府市宝一丁目五番十号 訪問看護ステーションすずかけ

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地の二十四 東八訪問看護ステーションほほえみ

中巨摩郡敷島町中下条九百二十番地の一 敷島訪問看護ステーションやすらぎ

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーションたん

ぼほ

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲府市若松町六番地の三十五 共立介護福祉センターわかまつ

以上の病院、診療所等をとりにくく地域と病院、診療所等の構内及び全職場又は一部

職場

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 農業振興地域の指定

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、次のとおり農業振興地域を指定する。

平成十六年三月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定農業振興地域名

甲府農業振興地域、竜王農業振興地域、敷島農業振興地域、玉穂農業振興地域、昭和農業振興地域、田富農業振興地域、南アルプス農業振興地域、塩山農業振興地域、山梨農業振興地域、春日居農業振興地域、牧丘・三富農業振興地域、勝沼・大和農業

振興地域、石和農業振興地域、御坂農業振興地域、一宮農業振興地域、八代・芦川農

業振興地域、境川農業振興地域、中道農業振興地域、豊富農業振興地域、上九一色農

業振興地域、三珠農業振興地域、市川大門農業振興地域、六郷農業振興地域、下部農

業振興地域、増穂・畷沢農業振興地域、中富農業振興地域、早川農業振興地域、身延

農業振興地域、南部農業振興地域、葎崎農業振興地域、双葉農業振興地域、明野農業

振興地域、須玉農業振興地域、高根農業振興地域、長坂農業振興地域、大泉農業振興

地域、小淵沢農業振興地域、白州農業振興地域、武川農業振興地域、富士吉田農業振

興地域、都留・西桂農業振興地域、秋山・道志農業振興地域、忍野・山中湖農業振興

地域、河口湖・鳴沢農業振興地域、大月農業振興地域、上野原農業振興地域及び小

菅・丹波山農業振興地域

二 指定地域の区域

次の平面図のとおり

（「次の平面図」は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

● 車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成十六年三月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道一三七号	山梨県東八代郡御坂町大字上黒駒字毛頭七七〇番の七地先から山梨県東八代郡一宮町大字国分字和田八一三四五番の一地先まで
一般国道三〇〇号	山梨県南巨摩郡身延町大字下山字川除下一〇六三四番の一地先から山梨県南巨摩郡身延町大字下山字川除下九二八四番の一地先まで
県道甲府南アルプス	山梨県中巨摩郡竜王町大字西八幡字西冷間二三四番の一地

線	先から 山梨県中巨摩郡竜王町大字西八幡字川除附四三九五番の二二地先まで
県道葎崎櫛形豊富線	山梨県南アルプス市大字十日市場字角力場一五九六番の七地先から 山梨県南アルプス市大字吉田字前原六二六番の一地先まで
県道敷島田富線	山梨県中巨摩郡竜王町大字西八幡字戸田道下三六〇二番の一地先から 山梨県中巨摩郡昭和町大字飯喰字村西一二四六番の一地先まで
県道今諏訪北村線	山梨県南アルプス市大字在家塚字柳原五三一番の一地先から 山梨県南アルプス市大字飯野字街道端三四四九番の一地先まで
県道都留インター線	山梨県都留市つる一丁目七二八番の八地先から 山梨県都留市つる五丁目七九四番の一地先まで
県道飯野新田白根線	山梨県南アルプス市大字飯野新田字町東七九八番の一地先から 山梨県南アルプス市大字飯野字宮東二四八〇番の一地先まで

二 指定する期日 平成十六年四月一日

● 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成十六年三月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道一三七号	山梨県富士吉田市大字上吉田字上宿七三番地先から

一般国道一四〇号	山梨県甲府市上阿原町字整理地三六八番の四地先から 山梨県南巨摩郡増穂町大字青柳字田島屋敷一三三二番の一地先まで
一般国道一四一号	山梨県葎崎市藤井町大字南下条字西岩下一六〇三番の一地先から 山梨県北巨摩郡高根町大字箕輪新町字西ノ窪一七七二番の二地先まで
一般国道三五八号	山梨県東八代郡中道町大字下曾根字大正一〇四八番地先から 山梨県甲府市中小河原町字外河原一五八六番の二地先まで
県道甲府玉穂中道線	山梨県東八代郡中道町大字上曾根字石原田三六六二番の九七地先から 山梨県東八代郡中道町大字下曾根字大正一〇四八番地先まで
県道長坂高根線	山梨県北巨摩郡長坂町大字長坂上条字牛池三三三番の六二地先から 山梨県北巨摩郡高根町大字箕輪新町字西ノ窪一七七二番の二地先まで
県道佐野川上野原線	山梨県北都留郡上野原町大字上野原字後山八一五九番の九地先から 山梨県北都留郡上野原町大字上野原字山下八七六八番の五地先まで

二 指定する期日 平成十六年三月二十二日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十六年三月十五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中（「警備第二課の所掌に属するものを除く。」）を削り、同号に次のように加える。

ト 警備実施に関連する犯罪

第十九条の二第二号中「並びに警備実施に関連する犯罪の取締り」を削り、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「大規模地震」を「災害警備」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第二十一条の二第一項中「警視」を「警視正又は警視」に改める。

第二十一条の三第一項中「参事官には」の下に「警視正又は」を加える。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（副校長）

第二十八条の二 警察学校に副校長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する吏員をもつて充てる。

2 副校長は、校長を補佐して警察学校の事務を統括するとともに、校長の命を受けて部下の職員を指揮監督する。

第二十九条の見出し中「教頭、校長補佐」を「校長補佐」に改め、同条第一項及び第三項中「教頭及び」を削り、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二条の二第二項中「地域課及び」を「地域第一課及び地域第二課又は地域課並びに」に改める。

第三十七条第二項中「五三三人」を「五〇五人」に、「一九九人」を「二〇〇人」に、「七三二人」を「七〇五人」に、「一、〇三一人」を「一、〇六〇人」に、「九八人」を「九七人」に、「一、一三〇人」を「一、一五七人」に改める。

別表第一総務の部中

庶務・企画
総務 第一
総務 第二
広聴・広報
秘書

に改め、同表生活安全企画の部風俗・営業の項中「風俗・営業」

総務	秘書	庶務・企画
	広聴・広報	
総務 第一	秘書	庶務・企画
総務 第二		

を

総務
広聴・広報
秘書

を「営業」に改め、同表地域の部中

企画・指導第一	企画・指導第一
企画・指導第二	企画・指導第二

を

企

画・指導 企画・指導 に改め、同表警備第一の部中

情報 第五

情報 第一	情報 第二	情報 第三
-------	-------	-------

を

事 件	情報 第五		
	情報 第三	情報 第二	情報 第一

に改め、同表警備第二

の部事件の項を削る。

別表第二甲府の部警務の項、南甲府の部警務の項、富士吉田の部警務の項及び石和の部警務の項中、「留置」を「留置管理」に改め、同表小笠原の部警務の項中、「留置」を「

留置管理」に改め、同部中

交 通	交 通
-----	-----

を

交 通	交 通
-----	-----

に改め、同表韭崎の部中

交 通 第一	交 通 第二
--------	--------

交 通	交 通
-----	-----

通

を

交 通 第一	交 通 第二
--------	--------

に改め、同表日下部都留の部警務の

項中「留置」を「留置管理」に改める。

別表第三南甲府警察署の部昭和国母交番の項中、「五四〇九まで」の下に、「(四二四八から四三三七までを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成十六年三月十九日から施行する。